申告の準備はお早めに！

申告期間は2月16日～3月15日です

窓口での受け付けは2月17日～3月17日です

所得税の確定申告と市県民税の申告時期が近づきました。窓口での受け付けは二月十七日（月）から三月十七日（月）までです。期限間近になると窓口が混雑してきます。申告は、早めに準備してできるだけ早くすませましょう。所得税、市・県民税の納税には口座振替が便利です。

所得税

所得税は、自分で所得と税額を計算する申告納税制度になっています。所得と税額を正しく計算し、期間内に申告と納税をすませましょう。なお、所得税の確定申告をした人は、市・県民税や個人事業税の申告をする必要はありません。確定申告が必要な人は次のとおりです。

■一般の人の場合

平成十四年中に商業、農業などを営んでいた人、地代・家賃などの不動産収入のある人、雑所得（年金など）のある人、土地や建物、株式を売却した人などで、所得の合計額が基礎控除、配偶者控除、扶養控除、その他の所得控除の合計額よりも多い場合は必ず申告してください。※所得控除の方が多い場合でも、市・県民税の申告は必要です。

■給与所得者の場合

大部分の人は、年末調整を行うため申告をする必要はありませんが、次のいずれかに該当する人は、所得税の確定申告が必要です。

①給与の年収が二千万円を超える人
②給与所得、退職所得以外の所得合計額が二十万円を超える人
③二カ所以上から給与をもらい、年末調整されなかった給与収入金額と、給与所得や退職所得以外の所得の合計額が二十万円を超える人

※②と③について、二十万円以下の場合でも市・県民税の申告は必要です。

■所得税の還付

次のような場合、確定申告をすると源泉徴収された税金が還付されることがあります。

①平成十四年の中途で退職し、再就職していない場合
②災害、盗難などの損害を受けた場合（雑損控除）や、多額の医療費を支払った場合（医療費控除）など
③住宅の取得や一定の増改築のために、銀行などから借りた住宅資金の借入金残高がある場合（住宅借入金等特別控除）
④年末調整後に配偶者の所得や扶養家族数に変更があった場合

※還付申告は1月から受け付けています。還付金の受け取りは、銀行などの預金口座（本人名義の口座に限る）への振込をご利用ください。

申告に必要なもの

①申告用紙、印鑑
②平成十四年中の収入・支出明細書や領収書、平成十三年分収支内訳書控え
③給与や年金、配当などの源泉徴収票や支払証明書
④雑損控除を受ける人は損害を受けた住宅や家財の明細書、領収書
⑤医療費控除を受ける人は平成十四年中に支払った医療費の領収書、保険などで補てんされる金額の明細書
⑥国民健康保険料、国民年金保険料の平成十三年中に支払った額の分かるもの。小規模企業共済等掛金がある人はその支払証明書
⑦生命保険料、損害保険料控除を受ける人は支払保険料の証明書